

## いじめ対応について

### 1 「いじめ緊急相談」から見たこと

#### (1) 相談件数について

- いじめに対する県民の皆さんの意識が一層高まり、電話相談の件数が多かった。
  - ・ 期 間：8月8日（水）～8月22日（水）（8：30～18：00土日を含む）
  - ・ 「こどもの権利支援センター」受付電話件数41件（昨年同時期4件）
  - ・ 相 談 者：児童生徒3人、保護者18人、大人20人
  - ・ 関係学校：小学校6件、中学校15件、高校5件、特別支援学校0件、その他15件
  - ・ 相談内容：いじめに関すること13件、不登校に関すること1件  
学校・教師の対応に関すること13件、ご意見・ご要望11件、その他3件
  - ・ 校名やお名前等をお知らせいただき学校への個別対応を希望されたもの7件
  - ・ 「24時間いじめ相談電話」はこの期間14件、総合教育センター5件（昨年合計9件）。
  
- 「こどもの権利支援センター」の電話回線を3回線（1回線増）にして、9月5日（水）まで2週間継続する。
  - ・ 受付時間は平日の8：30～18：00

#### (2) 教職員の意識向上と校内チーム支援体制の確立について

- 学校・教職員のいじめ発見、いじめ解決を目指す意識向上がより強く求められている。
  - ・ いじめの相談に関して、学校や教職員の対応に不満があるというご意見が寄せられた。
  
- 地域の皆さんも子どもたちを見守っていただいている。
  - ・ 地域の皆さんからの情報や指摘はいじめ発見の大きな手がかりとして誠意を持って対応しなければならない。
  
- 「いじめ」は、いじめを受けた人にとって大きな影響を長い期間及ぼすことを、教職員は本気で認識しなければならない。
  - ・ いじめを受けた人は、いつまでもいじめを忘れることはできない。いじめは早期発見、早期対応、早期解消を図らなければならない。
  
- いじめを受けた生徒を絶対守り通さなければならない。
  - ・ いじめを受けた子どもを学校が守り通すことで、安心して相談してくれるようになる。
  - ・ 校内のチーム支援体制を確立し、すべての教職員がいじめを受けた児童生徒を守る強い意識を持って連携して対応しなければならない。

(3) いじめられている子どものサイン

- いじめを受けている子どもは誰かにサインを出している。
  - ・保護者が子どものいじめを察知することが多く、子どもから相談されることも多い。
  - ・児童生徒が保護者や学校に直接訴えることができないときは友達にサインを出すこともある。それを察知した友達や友達の保護者の役割も大きく、学校はその人たちが話しやすい環境としくみづくりをしなければならない。

(4) いじめに関する事以外でも、子どものことを学校へ相談した際の教職員の対応について改善を求めるご意見をいただきました。

- ・担任や部活顧問の指導上の言葉遣いや態度に関するご意見、障害をもつ子どもへの配慮ある対応を求めるご意見もいただきました。

(5) 今回の県の対応について賛同される意見も多く寄せられました。

- ・報道等を見て県の取組に賛同されるご意見やご自身の経験をもとにいじめ対応に関するご意見も寄せられました。

## 2 県教育委員会等のいじめ対策について

(1) 局内に教育次長(教育)をトップとする「いじめ対策連携会議」を設置

- 教育次長(教育)、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、教学指導課心の支援室によるいじめ対策連携会議を定期的開催する。
  - ・いじめ対策の施策の連携について
  - ・各学校のいじめ対応マニュアル整備の支援について
  - ・各学校のチーム支援体制の確立のための支援について
  - ・いじめ対応に関する教員の研修について
  - ・相談体制の改善、相談窓口のあり方について
  - ・警察や児童相談所等の外部機関との連携が求められるケースについて

(2) 教育次長(行政)を中心とする庁内「いじめ対策連絡会議」の開催

- 教育次長(行政)、企画部(次世代サポート課)、健康福祉部(こども・家庭課)、県警(少年課)、教学指導課心の支援室によるいじめ対策連絡会議を適宜開催する。
  - ・各部署のいじめ対策の施策について
  - ・いじめ対応に関する情報交換
  - ・いじめ対策の連携について